

(一社)トラビスタ山口 賛助会員規約

一般社団法人トラビスタ山口（以下「当法人」という）は、賛助会員規約を以下のとおり定める。

第1条【会員】

名称を、一般社団法人トラビスタ山口賛助会員（以下「会員」という）と称し、企業・団体会員と個人会員の2種類とする。

第2条【目的】

会員は、当法人定款に示す目的に賛同し、事業・活動を資金的に支援することを目的とする。

第3条【議決権】

会員は、当法人の総会における議決権を持たない。

第4条【入会】

当法人への会員入会に当たっては、本規約を承認し、当法人所定の入会申込書により当法人に申し込むものとする。

2 当法人は、入会申込書の内容を審査し、当法人の理事会の議決により入会を承認する。

第5条【会費】

会費は、銀行振込による一括払いとする。なお、振込手数料は会員が負担するものとする。

(1) 企業・団体会員 1口 10,000円

(2) 個人会員 1口 1,000円

第6条【会員の特典】

会員は、別表に示す会員種別に応じて、会員の希望により特典を受け取ることができる。特典に関する事項は、細則に定める。

(1) 企業・団体会員 別表1

(2) 個人会員 別表2

2 企業・団体会員が、別表1に定める特典以外の特典を希望する場合、当法人の理事会の議決により締結条件を定め、当法人及び当該会員相互の合意の下、スペシャル会員として入会することができる。

第7条【会員資格の有効期間】

会員資格の有効期間は原則として、入会承認日の翌月1日から起算し、1年間または3年間とする。ただし、当法人及び当該会員相互の合意の下、年度初めから年度末までの1年間または3年間とすることができる。

2 当法人は、前項に定める有効期間終了2ヶ月前に、会員に対して継続又は退会の意思確認を行う。

3 会員資格は、第三者に譲渡または相続させたり、使用させたりすることはできない。

第8条【退会】

退会を希望する場合、退会1ヶ月前までに当法人に予告し、当法人所定の退会届を提出する。

2 会員は、有効期間内でも本契約を解除し、退会することができる。この場合、当法人は、既に納入された会費の払い戻しは一切行わないものとし、また、当該会員の特典については有効期間終了後まで継続するものとする。

3 契約期間終了とともに退会する場合は、前2項に準ずる。

第9条【除名】

会員が、以下のいずれかの項目に該当する場合、当法人の理事会の議決により、当該会員を除名することができる。

- (1) 当法人の定款ならびに本規約に違反したとき
 - (2) 当法人に届け出た事項に重大な虚偽があることが判明したとき
 - (3) 会費の支払を怠ったとき
 - (4) 当法人の名誉を著しく傷つける行為があったとき
 - (5) 会員としての品位または社会的信用を損なう行為があったとき
 - (6) 法令もしくは公序良俗に反する行為があったとき
 - (7) 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう）に該当すると判明したとき
 - (8) その他、当法人が会員として不適当と認める相当の事由が発生したとき
- 2 会員が除名された場合、いかなる理由があっても納入された会費の払い戻しは一切行わないものとし、また、当該会員の特典については即時失効するものとする。
 - 3 会員が除名に承服できない場合、当法人からの通告から10日以内に、書面にて異議申し立てを行うものとする。当法人の理事会は、提出から10日以内に書面を審議し、結果を通告しなければならない。
 - 4 当法人の一般会員が着用するウェア類に、会員の企業ロゴのプリントを行っていた場合、ウェアの交換に必要な費用は会員が全額負担するものとする。

第10条【会員資格の喪失】

前2条に定める場合のほか、会員が以下のいずれかの項目に該当するに至った場合、その資格を喪失する。

- (1) 企業・団体会員である法人または団体が解散したとき
 - (2) 個人会員が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき
- 2 会員資格を喪失した場合、いかなる理由があっても納入された会費の払い戻しは行わない。

第11条【届出事項の変更】

会員は、入会申込時に届け出た内容に変更があった場合、速やかに当法人に届け出ることとする。

- 2 会員が届出を怠ったことで生じた損害については、当法人の故意または重過失による場合を除き、いかなる責任も負わない。

第12条【準拠法・管轄裁判所】

本規約に関する準拠法は、日本国法が適用されるものとする。

- 2 当法人と会員との間で問題が生じた場合には、両者誠意をもって協議するものとする。協議によっても解決しない場合、また訴訟の必要が生じた場合は、山口地方裁判所周南支部を専属管轄裁判所とする。

第13条【規約の改廃】

本規約の改廃は、理事会の議決を経て行うことができる。

- 2 本規約の改廃を行った場合、当法人のウェブページに一定期間掲示するとともに、当法人から賛助会員に周知するものとする。
- 3 賛助会員は、規約の改廃事項について協議の必要がある場合、当法人からの周知後10日以内に当法人に連絡することとする。
- 4 規約の改廃に関する当法人からの周知後10日が経過した場合、規約の改廃について賛助会員が同意したものとみなす。

第14条【発効】

本規約は、2023年12月1日より発効するものとする。

(別表1) 企業・団体会員 ※【 】内の数は、申し込める企業・団体数の上限。

会員種別	会費 (口数) / 有効年数	特典
ダイヤモンド 【1】	600,000 円 (60 口) 以上 / 3 年	<ul style="list-style-type: none"> FC TRVISTA ユニフォーム (正面・胸) に企業ロゴのプリント 当法人のウェブページにバナー (大) の掲示 当法人の一般会員に賛助会員の情報を周知するメールの送信 FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (50,000 円ごと 1 着)
プラチナ 【1】	400,000 円 (40 口) 以上 / 3 年	<ul style="list-style-type: none"> FC TRVISTA ユニフォーム (背面・肩) に企業ロゴのプリント 当法人のウェブページにバナー (大) の掲示 当法人の一般会員に賛助会員の情報を周知するメールの送信 FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (50,000 円ごと 1 着)
ゴールド 【1】	200,000 円 (20 口) 以上 / 3 年	<ul style="list-style-type: none"> FC TRVISTA ユニフォーム (背面・腰) に企業ロゴのプリント 当法人のウェブページにバナー (大) の掲示 当法人の一般会員に賛助会員の情報を周知するメールの送信 FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (50,000 円ごと 1 着)
シルバー 【8】	100,000 円 (10 口) 以上 / 1 年	<ul style="list-style-type: none"> FC TRVISTA マイクロバス外面にマグネットシートの掲示 当法人のウェブページにバナー (大) の掲示 当法人の一般会員に賛助会員の情報を周知するメールの送信 FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (50,000 円ごと 1 着)
ブロンズ 【10】	50,000 円 (5 口) 以上 / 1 年	<ul style="list-style-type: none"> FC TRVISTA トレーニングシャツに企業ロゴのプリント 当法人のウェブページにバナー (大) の掲示 当法人の一般会員に賛助会員の情報を周知するメールの送信 FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (50,000 円ごと 1 着)
ブルー 【上限なし】	30,000 円 (3 口) 以上 / 1 年	<ul style="list-style-type: none"> 当法人のウェブページにバナー (大) の掲示 FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (50,000 円ごと 1 着)
ホワイト 【上限なし】	10,000 円 (1 口) 以上 / 1 年	<ul style="list-style-type: none"> 当法人のウェブページにバナー (小) の掲示 FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈 (50,000 円ごと 1 着)

(別表2) 個人会員

会員種別	会費 (口数) / 有効年数	特典
サポーター 【上限なし】	1,000 円 (1 口) 以上 / 1 年	当法人のウェブページに御芳名の掲示
	20,000 円 (20 口) ごと	FC TRVISTA サポーターTシャツの進呈

《 特典に関する細則 》

1 一つの企業・団体が、ダイヤモンド・プラチナ・ゴールド会員を兼ねることはできない。それ以外の会員種別は兼ねることができるが、会員種別ごとに入会申込書を提出し、会費を納めること。

(例1) ダイヤモンド会員とプラチナ会員を同一企業・団体が申し込む。→不可。

(例2) ダイヤモンド会員とシルバー会員を同一企業・団体が申し込む。→可。ただし、会員種別ごとに入会申込書の提出と会費の納入が必要。

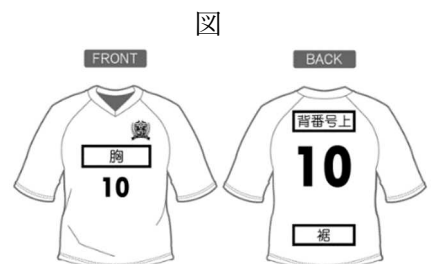
2 ユニフォームにプリントする企業ロゴの配置は、右図の通りとする。

3 ユニフォームやトレーニングシャツにプリントする企業ロゴのデータ

は AI 形式、ウェブページに掲示するバナーのデータは PNG、JPEG、EPS 形式のいずれかとし、会員が制作したものを、当法人にメール (sup@trvista-y.jp 宛) で提出する。

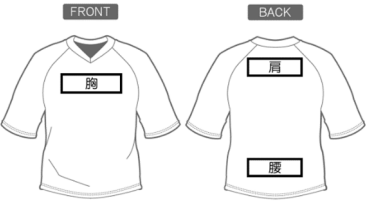

企業ロゴのデータ作成にかかる費用は会員が負担する。

ユニフォームやトレーニングシャツにプリントする企業ロゴのサイズは、当法人に一任する。



- 4 マイクロバス外面に掲示する企業の紹介は、会員が規定サイズ（350×800mm 以下）で制作したマグネットシートとし、当法人に提出する。ただし、完成イメージのデータを当法人にメール（sup@trvista-y.jp 宛）で提出し、当法人の承認を得てから制作に入ること。また、マイクロバス外面に貼付するため、マグネットシートの耐久性に十分留意すること。掲示する位置は当法人に一任する。マグネットシートの制作費用は会員が負担する。
- 5 バナーは会員が制作、提出したデータを、規定サイズ（大 300×250px／小 300×100px）に加工したものを掲示する。バナーのデータ作成にかかる費用は会員が負担する。バナーは当法人及び当法人が行う事業（FC TRVISTA 等）それぞれのウェブページに掲示し、リンクを設定する。掲示する位置は当法人に一任する。掲示順は口数が多い順、かつ申込順とする。
- 6 一般会員に賛助会員の情報を周知するメールは、毎月 25 日に送信する。メール文の内容は、企業・団体名と紹介文で構成する。紹介文原稿は 100 字以下の文字のみとし、会員が制作したものを毎月 20 日までに当法人にメール（sup@trvista-y.jp 宛）で提出する。期限までに提出がない場合は、企業・団体名のみ記載する。
- 7 ユニフォームや練習着にプリントする企業ロゴ、マイクロバスに掲示するマグネットシートに記載する内容や一般会員に賛助会員の情報を周知するメールの内容については、当法人の承認を得なければならない。
- 8 サポーターTシャツは、申込口数に応じて進呈する。必要枚数は入会申込書に記載すること。

《改訂履歴》 ※原則として、改訂日に即日発効する。

改訂日	旧 (変更前)	新 (変更後)
2023年12月28日	第6条 2 規定なし	第6条 2 企業・団体会員が、別表1に定める特典以外の特典を希望する場合、理事会の議決により締結条件を定め、当法人及び当該会員相互の合意の下、スペシャル会員として入会することができる。
2023年12月28日	第7条 …ただし、当法人及び <u>会員相互</u> の合意の下、年度初めから年度末までの1年間または3年間とすることができる。	第7条 …ただし、当法人及び <u>当該会員</u> 相互の合意の下、年度初めから年度末までの1年間または3年間とすることができる。
2023年12月28日	特典に関する細則 3 ユニフォームや <u>練習着</u> にプリントする企業ロゴや、ウェブページに掲示するバナーのデータは PNG、JPEG、EPS 形式のいずれかとし、…	特典に関する細則 3 ユニフォームや <u>トレーニングシャツ</u> にプリントする企業ロゴのデータはAI形式、ウェブページに掲示するバナーのデータは PNG、JPEG、EPS 形式のいずれかとし、…
2023年12月28日	特典に関する細則 (プラチナ会員の特典) ・FC TRVISTA ユニフォーム (背面・ <u>肩</u>) に企業ロゴのプリント	特典に関する細則 (プラチナ会員の特典) ・FC TRVISTA ユニフォーム (背面・ 背番号上) に企業ロゴのプリント
2023年12月28日	特典に関する細則 (ゴールド会員の特典) ・FC TRVISTA ユニフォーム (背面・ <u>腰</u>) に企業ロゴのプリント	特典に関する細則 (ゴールド会員の特典) ・FC TRVISTA ユニフォーム (背面・ 裾) に企業ロゴのプリント
2023年12月28日	図 	図 
2023年12月28日	特典に関する細則 (ブロンズ会員の特典) ・FC TRVISTA <u>練習着</u> に企業ロゴのプリント	特典に関する細則 (ブロンズ会員の特典) ・FC TRVISTA <u>トレーニングシャツ</u> に企業ロゴのプリント